令和 7 年 12 月 20 日
ユニマテック株式会社
本社

事業の種別等の掲示について

貨物利用運送事業法第９条及び同法施行規則第１３条の規定に基づき、下記の通り掲示する。

記

１．事業の種別

第一種貨物利用運送事業

２．利用運送に係る運送機関の種類

貨物自動車運送

３．運賃及び料金

消費者から収受しないため掲示は省略

４．利用運送の区域又は区間

日本全国を対象

５．業務の範囲

一般事業（国内運送に係わる自動車利用運送事業）

６．利用運送約款

標準貨物自動車利用運送約款（令和６年８月 30 日国土交通省告示第 1125 号）
詳細は別紙参照

以上